

平成 26 年 2 月 5 日

大和証券投資信託委託株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 352 号  
加入協会 一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会

## 米国国債ファンド 為替ヘッジなし（毎月決算型）

当社は、平成 26 年 2 月 20 日に「米国国債ファンド 為替ヘッジなし（毎月決算型）」の設定と運用開始を予定しておりますので、お知らせいたします。概要は下記のとおりです。なお、下記内容は変更される場合があります。

記

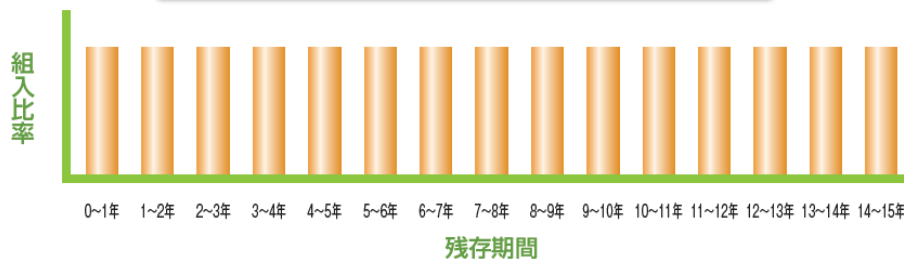
### 1. ファンドの特色

#### 1 米国国債に投資します。

- ◆米国国債に投資し、残存期間の異なる債券の利息収入を幅広く確保することをめざして運用を行ないます。
- ◆米国国債への投資にあたっては、残存期間が最長 15 年程度までの国債を、残存期間毎の国債の投資金額がほぼ同程度となるように組入れることをめざします。

※ストリップス債に投資することもあります。  
※このような運用手法を等金額投資といいます。

#### 残存期間ごとの組入イメージ



投資対象となる国債の発行額が少ないこと等で流動性が低い場合には、残存期間が隣接する銘柄等で代替することがあります。

#### ● 投資対象の流動性が低い場合の組入イメージの例 ●

隣接する年限などの銘柄で代替

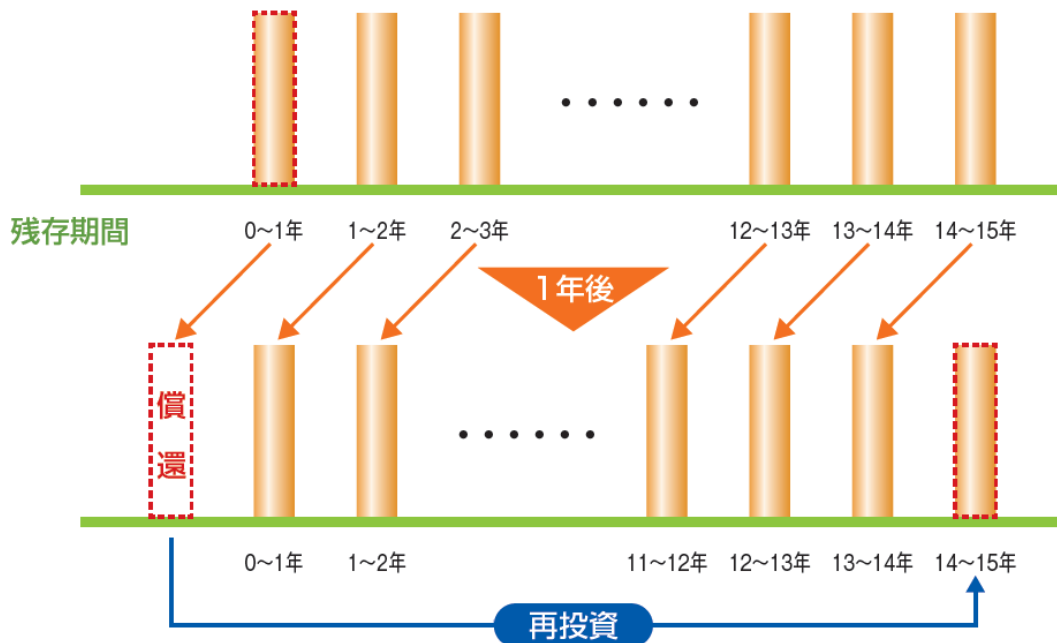


ストリップス債：債券の利金部分と元本部分を分離し、それぞれ別の債券としたものです。

- ◆ 国債の償還金または償還が見込まれる国債の売却代金を再投資するにあたっては、残存期間が15年程度までの国債のうち、期間が最長のものに投資します。

(残存期間毎の国債の投資金額の平準化にも利用することがあります。)

## 償還時における対応について



## 等金額投資の主な特徴

### ① 金利変動リスクの分散

金利変動や利回り水準は、債券の残存期間により異なります。短期から長期までの残存期間の異なる債券に投資することにより、金利変動に対するリスクを分散できると考えられます。

### ② 安定した収益性

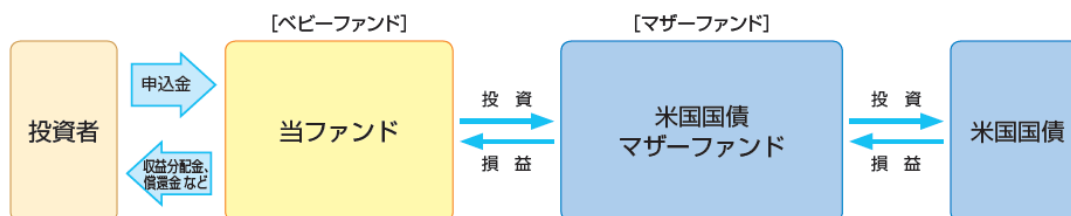
保有債券の償還が行なわれるつど、その償還金を、長期債に再投資します。一般に長期債は短期債と比較して利回りは高い傾向があります。

※上記は一般的な特徴を示したものです。また、元本の安全性および将来の成果を示唆・保証するものではありません。

## ファンドの仕組み

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行いません。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



- マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
- マザーファンドにおいて、運用の効率化を図るため、債券先物取引を利用することがあります。このため、米国国债の組入総額および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、マザーファンドの信託財産の純資産総額を超えることがあります。

- 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.の運用が行なわれないことがあります。

2

毎月26日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、  
収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

（注1）第1計算期間は、平成26年3月26日（休業日の場合翌営業日）までとします。

（注2）第1および第2計算期末には、収益の分配を行ないません。分配開始は平成26年5月の決算からになります。

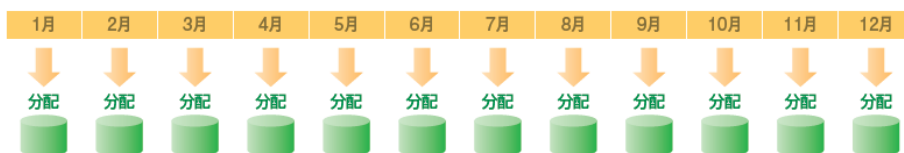
【分配方針】

①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

②原則として、継続的な分配を行なうことを目標に分配金額を決定します。

ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

収益分配のイメージ



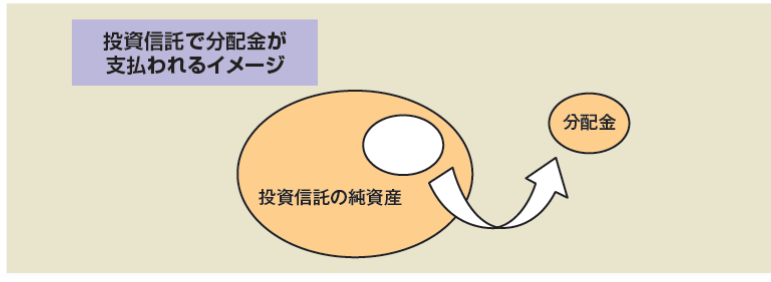
◆上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

◆ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

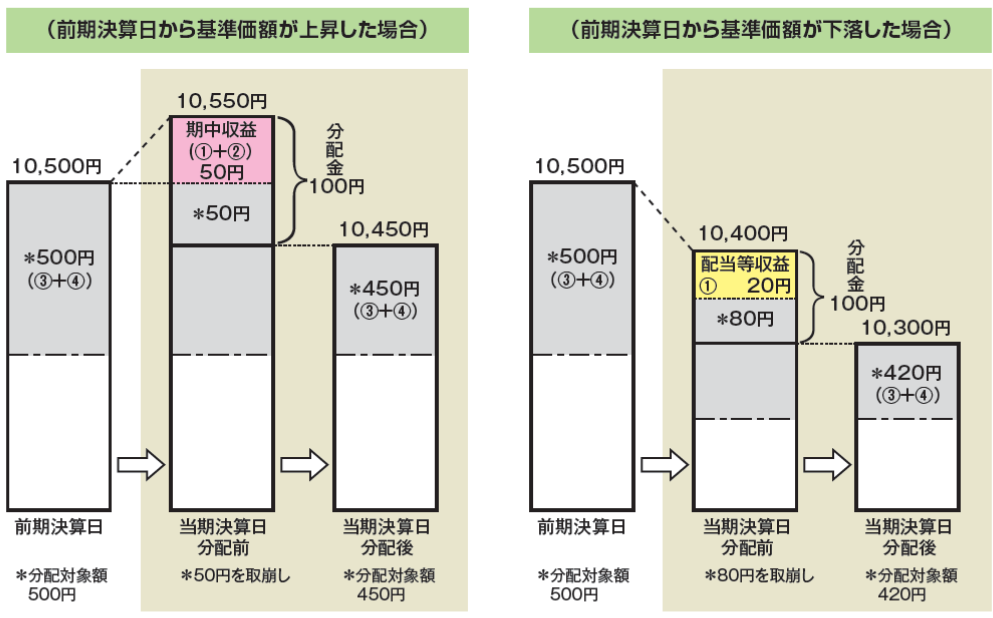
[収益分配金に関する留意事項]

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

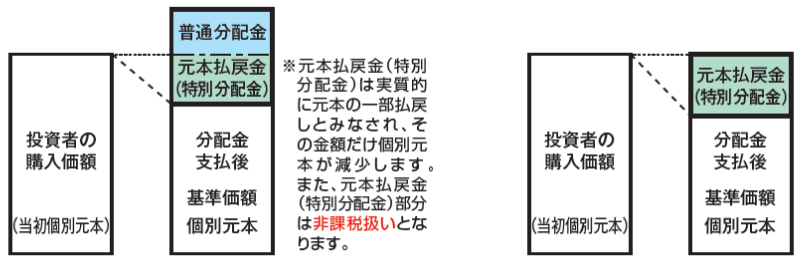


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合) (分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金 … 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。  
 元本払戻金 … 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ(特別分配金) 減少します。

## 2. 投資リスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

### 〈主な変動要因〉

|  |   |
|--|---|
| <b>公社債の価格変動<br/>(価格変動リスク・<br/>信用リスク)</b> | 公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 |
| <b>為替変動リスク</b>                           | 外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。  |
| <b>カントリー・リスク</b>                         | 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。   |
| <b>その他</b>                               | 解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。  |

※ 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

3. ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用  |   |                                      |             |            |                                      |                |                                      |                |                                      |                |                                      |            |                                      |
|---|---|--------------------------------------|-------------|------------|--------------------------------------|----------------|--------------------------------------|----------------|--------------------------------------|----------------|--------------------------------------|------------|--------------------------------------|
| 購入時手数料  | 販売会社が別に定めるものとします。<br>購入時の申込手数料の料率の上限は、 <b>2.1%*(税抜 2.0%)</b> です。<br>*消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、 <b>2.16%</b> となります。  |                                      |             |            |                                      |                |                                      |                |                                      |                |                                      |            |                                      |
| 信託財産留保額   | ありません。  |                                      |             |            |                                      |                |                                      |                |                                      |                |                                      |            |                                      |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用   |   |                                      |             |            |                                      |                |                                      |                |                                      |                |                                      |            |                                      |
| 運用管理費用<br>(信託報酬)  | <p>毎日、信託財産の純資産総額に対して<b>年率 1.092%*<sup>1</sup>(税抜 1.04%)</b>以内<br/>                     ※運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。<br/>                     前記の運用管理費用(年率)は、毎期、直近3月26日(休業日の場合翌営業日)(第1計算期間については当初設定日の前営業日)における新発10年米国国債の利回り(原則として、ブルームバーグ社発表の米国国債ジェネリック10年の終値)に応じて、純資産総額に対して以下の率とします。</p> <p>新発10年米国国債の利回りが</p> <table border="0"> <tr> <td>イ. 1%未満の場合</td> <td>……年率 0.357%*<sup>2</sup>(税抜 0.34%)</td> </tr> <tr> <td>ロ. 1%以上2%未満の場合</td> <td>……年率 0.567%*<sup>2</sup>(税抜 0.54%)</td> </tr> <tr> <td>ハ. 2%以上3%未満の場合</td> <td>……年率 0.777%*<sup>2</sup>(税抜 0.74%)</td> </tr> <tr> <td>ニ. 3%以上4%未満の場合</td> <td>……年率 0.882%*<sup>2</sup>(税抜 0.84%)</td> </tr> <tr> <td>ホ. 4%以上の場合</td> <td>……年率 1.092%*<sup>2</sup>(税抜 1.04%)</td> </tr> </table> |                                      |             | イ. 1%未満の場合 | ……年率 0.357%* <sup>2</sup> (税抜 0.34%) | ロ. 1%以上2%未満の場合 | ……年率 0.567%* <sup>2</sup> (税抜 0.54%) | ハ. 2%以上3%未満の場合 | ……年率 0.777%* <sup>2</sup> (税抜 0.74%) | ニ. 3%以上4%未満の場合 | ……年率 0.882%* <sup>2</sup> (税抜 0.84%) | ホ. 4%以上の場合 | ……年率 1.092%* <sup>2</sup> (税抜 1.04%) |
|   | イ. 1%未満の場合  | ……年率 0.357%* <sup>2</sup> (税抜 0.34%) |             |            |                                      |                |                                      |                |                                      |                |                                      |            |                                      |
|   | ロ. 1%以上2%未満の場合  | ……年率 0.567%* <sup>2</sup> (税抜 0.54%) |             |            |                                      |                |                                      |                |                                      |                |                                      |            |                                      |
|   | ハ. 2%以上3%未満の場合  | ……年率 0.777%* <sup>2</sup> (税抜 0.74%) |             |            |                                      |                |                                      |                |                                      |                |                                      |            |                                      |
|   | ニ. 3%以上4%未満の場合  | ……年率 0.882%* <sup>2</sup> (税抜 0.84%) |             |            |                                      |                |                                      |                |                                      |                |                                      |            |                                      |
|   | ホ. 4%以上の場合  | ……年率 1.092%* <sup>2</sup> (税抜 1.04%) |             |            |                                      |                |                                      |                |                                      |                |                                      |            |                                      |
|   | <運用管理費用の配分>   | 委託会社                                 | 販売会社        | 受託会社       |                                      |                |                                      |                |                                      |                |                                      |            |                                      |
| 前イ.の場合  | 年率0.15%(税抜)   | 年率0.15%(税抜)                          | 年率0.04%(税抜) |            |                                      |                |                                      |                |                                      |                |                                      |            |                                      |
| 前ロ.の場合  | 年率0.25%(税抜)   | 年率0.25%(税抜)                          | 年率0.04%(税抜) |            |                                      |                |                                      |                |                                      |                |                                      |            |                                      |
| 前ハ.の場合  | 年率0.35%(税抜)   | 年率0.35%(税抜)                          | 年率0.04%(税抜) |            |                                      |                |                                      |                |                                      |                |                                      |            |                                      |
| 前ニ.の場合  | 年率0.40%(税抜)   | 年率0.40%(税抜)                          | 年率0.04%(税抜) |            |                                      |                |                                      |                |                                      |                |                                      |            |                                      |
| 前ホ.の場合  | 年率0.50%(税抜)   | 年率0.50%(税抜)                          | 年率0.04%(税抜) |            |                                      |                |                                      |                |                                      |                |                                      |            |                                      |
| <p>※上記の運用管理費用の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。<br/>                     *1 消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、<b>年率 1.1232%</b>となります。<br/>                     *2 消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、以下の率となります。</p> <p>新発10年米国国債の利回りが</p> <table border="0"> <tr> <td>イ. 1%未満の場合</td> <td>……年率 0.3672%</td> </tr> <tr> <td>ロ. 1%以上2%未満の場合</td> <td>……年率 0.5832%</td> </tr> <tr> <td>ハ. 2%以上3%未満の場合</td> <td>……年率 0.7992%</td> </tr> <tr> <td>ニ. 3%以上4%未満の場合</td> <td>……年率 0.9072%</td> </tr> <tr> <td>ホ. 4%以上の場合</td> <td>……年率 1.1232%</td> </tr> </table> |   |                                      |             | イ. 1%未満の場合 | ……年率 0.3672%                         | ロ. 1%以上2%未満の場合 | ……年率 0.5832%                         | ハ. 2%以上3%未満の場合 | ……年率 0.7992%                         | ニ. 3%以上4%未満の場合 | ……年率 0.9072%                         | ホ. 4%以上の場合 | ……年率 1.1232%                         |
| イ. 1%未満の場合  | ……年率 0.3672%  |                                      |             |            |                                      |                |                                      |                |                                      |                |                                      |            |                                      |
| ロ. 1%以上2%未満の場合  | ……年率 0.5832%  |                                      |             |            |                                      |                |                                      |                |                                      |                |                                      |            |                                      |
| ハ. 2%以上3%未満の場合  | ……年率 0.7992%  |                                      |             |            |                                      |                |                                      |                |                                      |                |                                      |            |                                      |
| ニ. 3%以上4%未満の場合  | ……年率 0.9072%  |                                      |             |            |                                      |                |                                      |                |                                      |                |                                      |            |                                      |
| ホ. 4%以上の場合  | ……年率 1.1232%  |                                      |             |            |                                      |                |                                      |                |                                      |                |                                      |            |                                      |
| その他の費用・手数料  | <p>監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。<br/>                     ※「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p>  |                                      |             |            |                                      |                |                                      |                |                                      |                |                                      |            |                                      |

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

4. ご参考

| ファンド名              | 米国国債ファンド 為替ヘッジなし（毎月決算型）   |
|--------------------|---|
| 購入単位               | 最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位   |
| 購入価額               | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)   |
| 購入代金               | 販売会社が定める期日までにお支払い下さい。   |
| 換金単位               | 最低単位を1口単位として販売会社が定める単位  |
| 換金価額               | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)   |
| 換金代金               | 原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。   |
| 申込受付中止日            | ニューヨークの銀行またはシカゴ商品取引所における米国債先物取引のいずれかの休業日<br>(注)申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。   |
| 申込締切時間             | 午後3時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)   |
| 購入の申込期間            | 平成26年2月20日から平成27年6月19日まで<br>(終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)  |
| 設定日                | 平成26年2月20日  |
| 換金制限               | 信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。  |
| 購入・換金申込受付の中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の申込みの受け付けを中止することがあります。  |
| 信託期間               | 平成26年2月20日から平成40年3月24日まで<br>受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長できます。  |
| 繰上償還               | 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。<br>・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合<br>・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき<br>・やむを得ない事情が発生したとき |
| 決算日                | 毎月26日(休業日の場合翌営業日)<br>(注)第1計算期間は、平成26年3月26日(休業日の場合翌営業日)までとします。   |
| 収益分配               | 年12回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。ただし、第1および第2計算期末には、収益の分配は行ないません。<br>(注)当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。 |
| 信託金の限度額            | 3,000億円   |
| 公告                 | 電子公告の方法により行ない、ホームページ[ <a href="http://www.daiwa-am.co.jp/">http://www.daiwa-am.co.jp/</a> ]に掲載します。  |
| 運用報告書              | 毎年3月および9月の計算期末に作成し、あらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。<br>また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。   |
| 課税関係               | 課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。<br>公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です(平成26年1月1日以降)。<br>なお、当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合がありますので、くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。 |
| 販売会社               | 京都銀行  |
| 受託銀行               | 三井住友信託銀行  |



## 5. その他

くわしくは、「有価証券届出書」をご覧ください。また、「投資信託説明書（交付目論見書）」公表後は当該交付目論見書も併せてご覧ください。

以上